

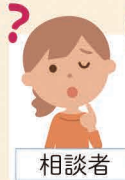
社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.35

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、海外旅行中のケガや病気の治療に係る海外療養費についてです。



相談者

Q

先日海外旅行中にケガをし、現地の病院で治療を受けることとなりました。しかしその際、日本の健康保険証が使えませんでした。この場合、健康保険に治療代を請求することはできるのでしょうか？



A

ケガや病気で健康保険から受ける給付は、保険医療機関等で受ける現物給付、つまり療養の給付等を原則としています。しかし、近くに保険医療機関がない等で療養の給付等(現物給付)が受けられない場合、その場では一時立替払いをし、後で請求する療養費の支給も認められています。



城間先生

Q

どのような場合に療養費の支給が認められますか？

A

療養費(立替払いの払い戻し)の支給は、療養の給付(現物給付)等を受けることが困難な場合に認められます。例えば、資格取得届の手続き中で被保険者証がまだ交付されていない場合や、療養のため医師の指示によりコルセットを装着した場合等、やむを得ない事情で保険診療が受けられず医療機関で診察・治療を受けた場合が当てはまります。あなたのケースは、海外旅行先に保険医療機関が無く、やむを得ず自費診療を受けたということでしたので、療養費の支給に該当します。

療養費(立替払いの払い戻し)はあくまでも療養の給付(現物給付)等を受けることが困難な場合とやむを得ず保険医療機関以外で診療を受けた場合のどちらかでなければ受けられません。

Q

分かりました。私の場合、治療代を海外療養費として請求することができるのですね

A

はい。海外療養費支給申請書により一部医療費の支払いを受けられます。

支給額については、国内の医療機関等で治療した場合に係る治療費を基準に計算した額(海外で実際に支払った額の方が低い時はその額)から自己負担相当額を控除した額が支給されます。外貨で支払われた額については、支給決定日の外国為替換算率で円に換算して支給額を算出します。手続きは、療養費支給申請書に記入の上、下記のような添付書類が必要です。

①診療内容明細書(審査を行うに当たり重要なため、できるだけ詳細に証明してもらうこと。また日本語訳、翻訳者の氏名・住所・記名押印も必要)

②領収明細書(日本語訳が必要) ③領収書原本 ④渡航期間がわかるパスポート等のコピー

なお、手続き等詳細については協会けんぽへお問い合わせください。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：4日(金)・11日(金)・18日(金)・25日(金)

10月：2日(金)・9日(金)・16日(金)・23日(金)・30日(金)

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

